

歯科診療報酬点数表（令和4年4月版） web追補⑤

（令和5年4月・社会保険研究所）

web追補は、原則として材料価格等の改正のみに対応した追補となります。

- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和5年3月31日厚生労働省告示第142号）（令和5年4月1日適用）
 - ・「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」（令和5年3月31日保医発0331第2号）（令和5年4月1日適用）
- により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます。

- 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」（令和5年3月31日保医発0331第2号）による使用歯科材料料の改正（令和5年4月1日適用）

※以前のweb追補で改正のあった部分は青色のアミを附しています。

頁	保険医療材料	令和5年3月まで	令和5年4月から
190頁	M002 支台築造（1歯につき） 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 ロ 小白歯・前歯	76点 48点	80点 50点
196頁	M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの (2) 4分の3冠 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 5分の4冠 ハ 全部金属冠 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 4分の3冠 ハ 5分の4冠 ニ 全部金属冠 3 銀合金 (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの	1,043点 1,304点 446点 825点 1,038点 1,306点 304点 604点 746点 746点 935点 22点 38点	1,057点 1,321点 408点 754点 948点 1,194点 277点 552点 682点 682点 855点 23点 40点

	<u>ロ 5分の4冠</u> <u>ハ 全部金属冠</u> (2) 小白歯・前歯・乳歯 イ インレー a (略) b 複雑なもの <u>ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)</u> <u>ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)</u> <u>ニ 全部金属冠</u>	<u>50点</u> <u>61点</u> <u>28点</u> <u>35点</u> <u>35点</u> <u>45点</u>	<u>51点</u> <u>63点</u> <u>30点</u> <u>36点</u> <u>36点</u> <u>46点</u>
197頁	M010-3 接着冠 (1歯につき) 1 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (1) <u>前歯</u> (2) <u>小白歯</u> (3) <u>大臼歯</u> 2 銀合金 (1) <u>前歯</u> (2) <u>小白歯</u> (3) <u>大臼歯</u>	<u>746点</u> <u>746点</u> <u>1,038点</u> <u>35点</u> <u>35点</u> <u>50点</u>	<u>682点</u> <u>682点</u> <u>948点</u> <u>36点</u> <u>36点</u> <u>51点</u>
198頁	M010-4 根面被覆 (1歯につき) 1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) <u>イ 大臼歯</u> <u>ロ 小白歯・前歯</u> (2) 銀合金 <u>イ 大臼歯</u>	<u>446点</u> <u>304点</u> <u>22点</u>	<u>408点</u> <u>277点</u> <u>23点</u>
198頁	M011 レジン前装金属冠 (1歯につき) 1 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合 2 銀合金を用いた場合	<u>1,165点</u> <u>98点</u>	<u>1,064点</u> <u>102点</u>
203頁	M017 ポンティック (1歯につき) 1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) <u>イ 大臼歯</u> <u>ロ 小白歯</u> (2) 銀合金 <u>大臼歯・小白歯</u> 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合 <u>イ 前歯</u> <u>ロ 小白歯</u> <u>ハ 大臼歯</u> (2) 銀合金を用いた場合 <u>イ 前歯</u> <u>ロ 小白歯</u> <u>ハ 大臼歯</u>	<u>1,504点</u> <u>1,133点</u> <u>49点</u> <u>904点</u> <u>1,133点</u> <u>1,504点</u> <u>62点</u> <u>62点</u> <u>62点</u>	<u>1,374点</u> <u>1,035点</u> <u>51点</u> <u>826点</u> <u>1,035点</u> <u>1,374点</u> <u>65点</u> <u>65点</u> <u>65点</u>

207頁	<p>M020 鑄造鉤（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 ロ 犬歯・小白歯 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大白歯 ロ 犬歯・小白歯 ハ 前歯（切歯） 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 ロ 犬歯・小白歯 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大白歯 ロ 犬歯・小白歯 ハ 前歯（切歯）</p>	<p>1,352点 1,100点 1,100点 844点 650点 1,202点 940点 825点 718点 666点</p>	<p>1,369点 1,114点 1,114点 855点 659点 1,099点 859点 754点 656点 608点</p>
207頁	<p>M021 線鉤（1個につき） 2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 (2) 二腕鉤（レストつき）</p>	<p>647点 500点</p>	<p>655点 506点</p>
208頁	<p>M021-2 コンビネーション鉤（1個につき） 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 (2) 犬歯・小白歯 (3) 大白歯</p>	<p>333点 359点 413点</p>	<p>304点 328点 377点</p>
208頁	<p>M021-3 磁性アタッチメント（1個につき） 2 キーパー付き根面板（根面板の保険医療材料（1歯につき）） (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大白歯 ロ 小白歯・前歯 (2) 銀合金 イ 大白歯 ロ 小白歯・前歯</p>	<p>825点 604点 38点 28点</p>	<p>754点 552点 40点 30点</p>
209頁	<p>M023 バー（1個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）</p>	<p>1,927点</p>	<p>1,761点</p>

- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和5年3月31日厚生労働省告示第142号）による材料価格基準の改正（令和5年4月1日適用）

286頁

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
品名	単位	令和5年3月まで	令和5年4月から
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品）	1 g	6,512円	6,596円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品）	1 g	6,495円	6,579円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	6,645円	6,729円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	6,472円	6,556円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	3,711円	3,391円
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	4,226円	3,994円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）	1 g	144円	151円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）	1 g	177円	184円
013 歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	265円	269円